

野生イノシシ及び養豚場における CSF（豚熱）の感染確認について

10月31日に北杜市内の野生のイノシシからCSFが確認され、11月16日には韮崎市内の養豚場で県内の養豚場では初めてとなるCSFの感染を確認しました。

CSFは、感染した野生イノシシの糞にも混ざっているため、靴底や衣類、車のタイヤなどに付着した土によって運ばれる可能性があります。感染拡大を防ぐため、CSF感染確認区域で鳥獣捕獲を実施する方は、以下の防疫措置を実施してください。

1 捕獲したイノシシ及びイノシシの肉の取扱いについて

- ① CSF感染確認区域で捕獲したイノシシ及びイノシシの肉、内臓及び血液等については、原則としてCSF感染確認区域外に持ち出さないこと。また、イノシシの肉について自家消費のみとし、市場流通や他人への譲渡は行わない。
- ② 捕獲したイノシシを運搬する際には、血液等が漏出しないようビニール等で密封し、血液等が漏出した場合は消毒する等の防疫措置をとる。
- ③ イノシシの死体等の処理は、死体や残渣、内臓等を埋設する場合、露出しないよう適切に埋設し、埋設地点に消毒液又は石灰を散布する。
- ④ 食肉利用とする場合については、現地又は現地付近の適正に管理された解体場所において解体を実施し、イノシシの肉のみを密封容器（ジップロック、タッパー等）に入れて持ち帰る。
解体の際には、イノシシの残渣や内臓が河川等の環境中に流出することがないように、十分に注意する。
- ⑤ 持ち帰ったイノシシの肉を廃棄する場合は、煮沸や電子レンジにより、中心部まで加熱した上で廃棄する。また、容器はしっかり洗い、消毒した上で廃棄する。

2 消毒について

- ① 捕獲イノシシを止めさした地点の半径1m範囲に消毒液又は石灰を散布することにより消毒する。
なお、血液等が付着した地点等も同様の消毒を実施する。
- ② イノシシの捕獲実施者は、現地を離れる際に上着及び靴を脱ぎ、他の衣服及び靴に交換する。脱いだ上着及び靴については、ブラシ等で土や汚れを落とした上で、消毒用アルコールを霧吹き等で噴霧することにより消毒の上、ビニール袋等で密封し、持ち帰った後に洗濯、洗浄を実施する。
- ③ イノシシ以外の鳥獣捕獲実施者は、ブラシ等で土や汚れを落とした上、消毒用アルコールを霧吹き等で噴霧することにより消毒する。靴底は、現地を離れる際及び作業の都度、必要に応じて消毒する。
- ④ 捕獲に使用したわな等の器具は、消毒液に漬かすか消毒用アルコールを霧吹

き等で噴霧すること等により、消毒する。

※ 捕獲場所にて消毒する。次に使用する際には、水でよく洗浄する。

- ⑤ 車両は、ブラシ等で土や汚れを落とした上、消毒用アルコールを霧吹き等で噴霧する。
- ⑥ 上記の作業後に、消毒用アルコール等で手指を消毒する。
- ⑦ ゴミはゴミ袋に密封し、消毒用アルコールを霧吹き等で噴霧する等の消毒後、適切に処分する。

3 移動の制限

① 養豚場への立入制限

陽性エリアで管理捕獲又は有害捕獲を行った者は、当面の間、養豚場への立入りを控える。

4 死亡した野生のイノシシを発見した場合について

県内で死亡した野生のイノシシを発見した場合は、場所・頭数を市町村、林務環境事務所又は下記連絡先に連絡してください。

名称	電話番号	管轄区域
東部家畜保健衛生所 (笛吹市石和町唐柏1000-1)	【平日8:30-17:00】 055-262-3166 【土日、祝祭日、平日夜間】 090-5535-8005	山梨市、笛吹市、甲州市、市川三郷町、富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村
西部家畜保健衛生所 (韮崎市本町3-5-24)	【平日8:30-17:00】 0551-22-0771 【土日、祝祭日、平日夜間】 090-5564-1018	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町、早川町、身延町、南部町、富士川町

《注意事項》

○ 死亡した野生のイノシシの死体には、触らないようにしてください。

《CSF について》

- CSF は、豚・イノシシの病気であり、人に感染することはありません。
- 感染豚の肉が市場に出回ることはありませんが、仮に感染豚の肉を摂取しても人体に影響はありません。

山梨県森林環境部
みどり自然課
自然保護担当
TEL : 055-223-1520